

会津若松市上下水道局公告 第 65 号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6及び会津若松市上下水道事業契約規程(平成8年会津若松市水道部管理規程第10号)第20条の規定に基づき、次のとおり制限付一般競争入札について公告する。

令和8年8月28日

会津若松市上下水道事業管理者 小林 英俊

1	委託業務番号	第304号
2	委託業務名	会津若松市下水浄化工場等包括的運転管理業務委託
3	委託業務場所	福島県会津若松市神指町大字北四合地内外
4	業種	下水道処理施設維持管理業務
5	業務の概要	下水道処理施設等(下水浄化工場ほか各処理場、マンホールポンプ場)の運営管理業務、保守管理業務、その他の業務
6	契約期間	契約締結の日 から 令和13年3月31日(月) まで
7	予定価格	2,088,944,000円 (税率10パーセントの消費税及び地方消費税を含む)
8	入札参加資格要件	入札に参加できるのは、入札時(=開札時をいう。)において次の①から⑨に掲げる要件をすべて満たしている者とする。
	① 会津若松市入札参加資格者名簿に登録されていること。	
	② 登録内容	本市に 下水道処理施設維持管理業務 の業種登録のある者
	③ 地域要件	市内業者、準市内業者、県内業者及び県外業者であること。
	④ 許可資格等	下水道処理施設維持管理業者登録規程(昭和62年建設省告示第1348号)第2条に基づく登録者(本社・本店での登録があれば可)であること。
	⑤ 技術者の配置	以下に示す各責任者を配置すること。 ・総括責任者：①下水道法施行令第15条の3に定める資格を有する者 ②下水道法で定める公共下水道若しくは流域下水道の終末処理場(20,000m ³ /日(日最大)以上の施設能力の標準活性汚泥法による施設)における維持管理実務経験が3年以上あり、かつ、総括責任者又は副総括責任者(所長、副所長等の相当職を含む)としての実務経験が合計2年以上ある者 ③直接的な雇用関係にある専任の者(現に正社員として3月以上の雇用関係がある者) ・副総括責任者：①下水道法施行令第15条の3に定める資格を有する者 ②下水道法で定める公共下水道若しくは流域下水道の終末処理場(20,000m ³ /日(日最大)以上の施設能力の標準活性汚泥法による施設)における維持管理実務経験が2年以上あり、かつ、総括責任者又は副総括責任者(所長、副所長等の相当職を含む)としての実務経験が合計1年以上ある者 ③直接的な雇用関係にある専任の者(現に正社員として3月以上の雇用関係がある者)
	⑥ 会津若松市入札参加停止等措置基準に基づく入札参加停止期間中でないこと。	
	⑦ 業務実績	以下に示す終末処理場の維持管理業務委託について、日本国内において、平成24年4月以降に元請けとして受託かつ履行が完了した実績(本社・支社等を問わない)を有するもの ①標準活性汚泥法(20,000m ³ /日(日最大)以上の処理能力を有する施設)を用いる水処理施設 ②汚泥消化設備を有する汚泥処理施設
	⑧ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。	
	⑨ この案件に参加する他の入札参加者と資本関係又は人的関係がないこと。	
9	入札参加の申込	
	① 提出書類	制限付一般競争入札参加申込書 (会津若松市ホームページに掲載)
	② 提出方法	必ず指定様式によりファックスで送信すること。なお、送信後は確認のため必ず電話連絡すること。
	③ 提出先	会津若松市役所契約検査課 電話番号 0242-39-1212 FAX番号 0242-39-1413
	④ 入札参加申込期間	令和8年8月28日(金) から 令和8年10月1日(木) まで (土日、祝日を除く毎日、午前8時30分から午後5時15分まで)
10	仕様書等の閲覧	
	① 閲覧場所	会津若松市役所ホームページ https://www.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp/ 及び 契約検査課閲覧コーナーにおいて閲覧可。
	② 閲覧期間	入札参加申込期間内とする。

11	現地確認及び資料の閲覧	
①	実施期間	公告日から令和8年9月18日（金）まで 時間帯は午前9時から午前11時45分又は午後1時から4時までの間。（土日を除く。）
②	実施場所等	(1)現地案内 会津若松市下水浄化工場ほか各処理場、マンホールポンプ場 (2)資料の閲覧場所 会津若松市下水浄化工場 (3)閲覧資料の内容 維持管理月報、年報等の各施設の運転状況を確認できる資料
③	申込方法	指定様式によりファックス又は電子メールで送信すること。なお、送信後、確認のため、必ず電話連絡すること。
④	申込先	会津若松市上下水道局総務課 電話番号 0242-22-6073 FAX番号 0242-22-6173 メールアドレス suidou@tw.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp
⑤	その他	希望日時の3営業日前までに会津若松市上下水道局総務課へ申し込みをすること。現地（各施設）への移動手段は、参加者各自で手配すること。
12	仕様書等に対する質問	
①	質問方法	本業務に関する質問は、原則として指定の質問書（会津若松市ホームページに掲載）によりファックス又は電子メールで送信すること。なお、送信後、確認のため、必ず電話連絡すること。
②	質問書送付先	会津若松市役所契約検査課 電話番号 0242-39-1212 FAX番号 0242-39-1413 メールアドレス keiyaku@tw.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp
③	質問期限	令和8年9月24日（木） 午後5時15分まで
④	質問に対する回答	質問書の回答は、後日すみやかに質問者にファックスで回答するとともに、市ホームページに掲載する。
13	入札方法	
①	提出書類	入札書 及び 価格内訳書 （会津若松市ホームページに掲載） ・ 入札書及び価格内訳書は、市指定様式により提出すること。 ・ 入札書及び価格内訳書は、郵便入札用封筒に同封し、封印（裏面に割印）すること。 ・ 入札書記載金額（税抜き）と価格内訳書の合計金額は一致すること。また、価格内訳書の各小計額又は合計額に誤りがないこと。 ・ 市指定サイズ（長形3号 長さ23.5cm、幅12cm）の郵便入札用封筒の表面に開札日、件名、「入札書在中」の文言を明記し、表面又は裏面に入札者の住所、商号又は名称を明記すること。
②	入札方法	郵便による入札 落札価格は、入札金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を記載すること。
③	郵送方法	一般書留郵便又は簡易書留郵便の「配達日指定郵便」により以下に示す配達指定日に会津若松市役所に到着するよう郵送すること。 (1) 配達指定日 <u>令和8年10月8日（木）</u> (2) 郵便局窓口差出期限日 <u>令和8年10月5日（月）</u> ※配達日指定郵便は、郵送できる期間が定められているため、差し出す予定の郵便局で事前に期日・時間の確認を必ず行うこと。 (3) 郵送先 〒965-8601 会津若松市東栄町3番46号 会津若松市役所 契約検査課 (4) 留意事項 ・ 一般書留又は簡易書留の配達日指定郵便以外の方法で郵送された入札書、上記の配達指定日以外の日に到着した入札書は、郵便事情等の理由の如何を問わず無効とする。 ・ 質問書が提出される場合があるため、質問書提出期限後に郵送手続きを行うこと。
14	開札日時等	
①	開札日時	令和8年10月13日（火） 午前10時
②	開札場所	会津若松市役所本庁舎6階 入札室
15	入札回数	初度のみの1回とする。
16	入札保証金	免除

17	入札参加資格審査	入札終了後、資格審査の対象となった落札候補者に審査関係書類（入札参加資格審査調査書及びその他必要な書類）の提出についてファックスにより通知する。当該書類の提出を求められた場合には、通知後2時間以内に当該書類をファックスにより市に提出し、到着の有無を契約検査課に確認すること。なお、落札候補者が、当該方法により提出期限までに当該書類を提出しなかった場合は、当該入札は無効となるので注意すること。 （提出先）会津若松市役所契約検査課 電話番号 0242-39-1212 FAX番号 0242-39-1413
18	入札の無効	① 市の入札参加資格に必要な資格のない者のした入札 ② 地方自治法施行令第167条の4第2項各号に該当すると認められた者のした入札 ③ 会津若松市制限付一般競争入札に係る郵便入札実施要領第8条に該当する入札 ④ その他、入札条件又は市において特に指定した事項に違反した入札
19	契約事項	会津若松市上下水道事業契約規程及び契約条項に基づき契約締結する。
20	契約保証金	契約を締結しようとする者は、会津若松市上下水道事業契約規程第6条の規定により、請負代金又は契約代金の額の100分の10以上の額の契約保証金を納付、又は契約保証金に代わる担保として有価証券又は債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、上下水道事業管理者が確実と認める金融機関の保証に係る証書を提供しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、これを免除する。 ① この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約を締結している場合。 ② 会津若松市上下水道事業契約規程第8条第1項第4号の規定に該当する場合。（過去2年間（契約期間が複数年度にわたる契約にあっては、契約締結日から起算して当該契約期間の2倍の期間を遡った期間。）に国（予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第99条第9号に掲げる公庫、公団等を含む。）又は地方公共団体とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたり締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるものであるとき。）
21	その他	① 郵便による入札において事故が起きたときや、不正な行為があると認めたとき、その他入札が執行できない事由が生じたときは、入札を中止し又は延期する場合がある。 ② 会津若松市制限付一般競争入札に係る郵便入札実施要領及び郵便入札の手引き並びに会津若松市入札心得を熟知のうえ、入札に参加すること。 ③ 本公告に係る規定、様式等については市ホームページで閲覧、ダウンロードが可能。 ④ 業務の全部又は主体部分を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。